

## 第11 連結散水設備

問1 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる連結散水設備の管口径は、いかにすべきか。

答 1の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び径以上のものとする。★

ヘッドの 合計個数	2個 以下	3個 以下	5個 以下	10個 以下	20個 以下
配管の 呼び径	32A 以上	40A 以上	50A 以上	65A 以上	80A 以上

問2 地階の床面積の合計が700㎡をこえる地階に50㎡以上のボイラー室又は200㎡以下の駐車場がある場合は代替設備は必要か、又屋内消火栓の有効範囲では不適合か。

答 前段 駐車場については連結散水設備の設置が必要である。また、ボイラー室については不燃性ガス消火設備（現 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備）を技術上の基準に従って設置するよう指導されたい。

後段 認められない。（昭和48年10月23日付け消防予第140号）

問3 連結散水設備の設置にあたり、スプリンクラー設備が設置された有効範囲内は、連結散水設備を設けなくてもよいとされているが、階段室の扱いはどうするか。

答 階段室も除外して差し支えない。（昭和48年10月23日付け消防予第140号）

問4 規則第13条第2項第9号によりスプリンクラーヘッドを設けなくてもよい部分でも連結散水設備が必要になるが、この場合、連結散水設備の代替として閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けてよいか。

答 閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けるよう指導されたい。なお、この場合のヘッドの間隔、水源水量等に関する規定の適用については、閉鎖型スプリンクラーヘッドを設ける場合に準じて支障ない。

（昭和53年2月21日付け消防予第32号）